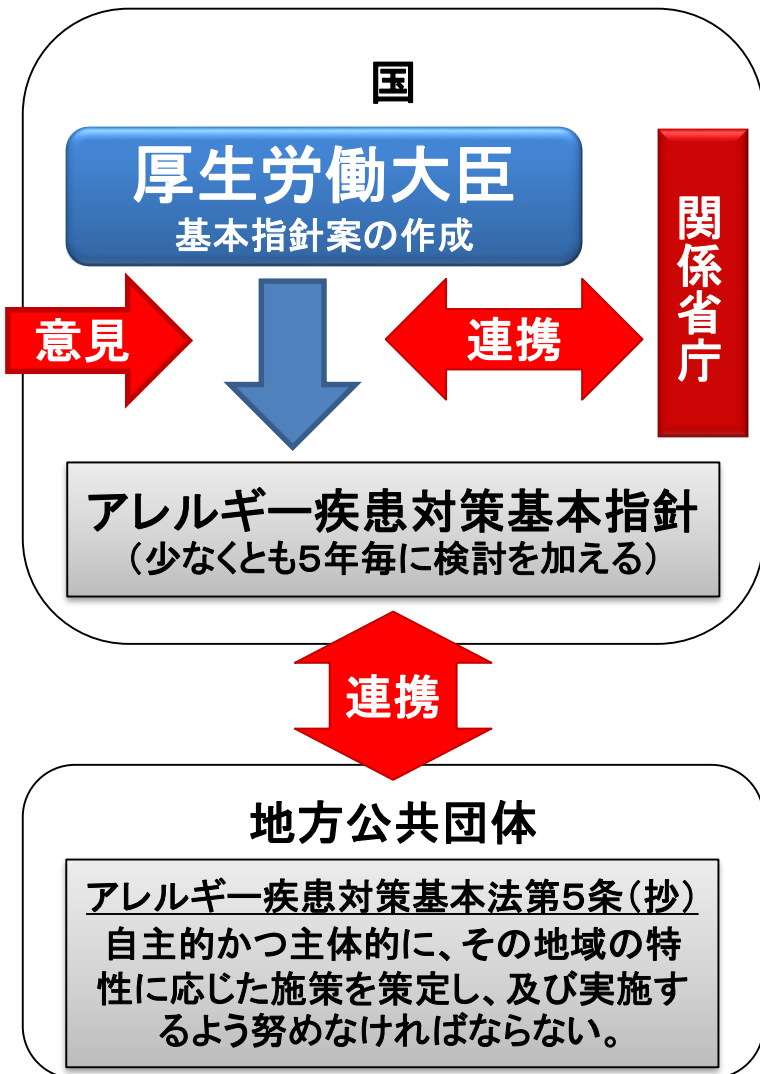


# アレルギー疾患対策基本法(平成27年12月施行) (資料1)

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、現状、他の疾患は定められていない。

アレルギー疾患対策推進協議会



## 主な基本的施策

### 1)重症化の予防及び症状の軽減

- ・知識の普及等
- ・生活環境の改善

### 2)均てん化の促進等

- ・専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備等

### 3)生活の質の維持向上

- ・その他アレルギー疾患医療に係る職種の育成
- ・関係機関の連携協力体制の整備
- ・国民全体への情報提供体制の整備

### 4)研究の推進等

- ・アレルギー疾患の本態解明
- ・疫学研究、基礎研究、臨床研究の促進と、その成果の活用

国民

# アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

(平成29年3月21日 告示)

アレルギー疾患対策基本指針とは、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号、平成27年12月施行）第十一条に則り、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が策定するもの。

## 一. アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他医療関係者、学校等の設置者又は管理者が、各々の責務に基づき、アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質の維持向上、研究の推進等のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

## 二. 啓発及び知識の普及とアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

- ・科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識の周知
- ・アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減に資する生活環境改善のための取組

## 三. 医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師その他の医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上
- ・居住地域に関わらず適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療提供体制を整備
- ・全国的な拠点となる医療機関及び地域の拠点となる医療機関の役割や機能、かかりつけ医との連携協力体制を整備
- ・アレルギー症状を引き起こした可能性のある成分の適切かつ効率的な確保及び活用のための仕組みの検討

## 四. 調査及び研究に関する事項

- ・疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の長期的かつ戦略的な推進

## 五. その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- ・アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策
- ・地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進のため、地方公共団体が行う基本的施策
- ・災害時の対応
- ・必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化（例：関係省庁連絡会議等において、関係府省庁間の連携の強化及び施策の重点化を図る。）
- ・本基本指針の見直し及び定期報告

# アレルギー疾患医療提供体制の全体イメージ

- 平成29年3月に策定された「アレルギー疾患対策基本指針」において、国は、アレルギー疾患医療の提供体制について検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備すること等とされたことを受け、平成29年4月に「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を設置し、平成29年7月に報告書がまとまり、都道府県が、住民の居住する地域に関わらず適切な医療や相談を受けられる体制を整備する上で、参考となる考え方を示し、都道府県に対して局長通知を発出した。

## ● 中心拠点病院の役割

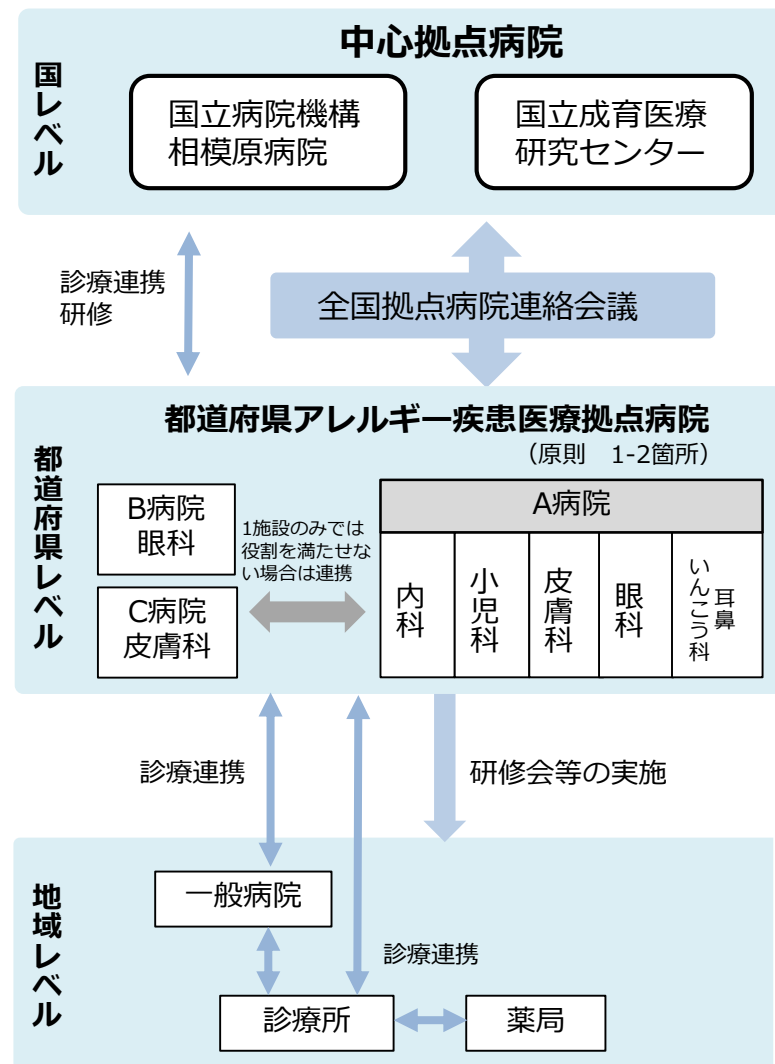
- ・ 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療、管理を行う。
- ・ 国民や医療従事者に対してウェブサイトや講習会を通じたアレルギー疾患に関する適切な情報提供
- ・ 都道府県拠点病院の医療従事者の育成、研修や講習会で活用できる教材などの作成、提供
- ・ 国の疫学調査、臨床研究への協力
- ・ 全国拠点病院連絡会議を開催し、都道府県拠点病院との情報共有、意見交換等を行い、均てん化に向けた取り組み等につき協議を行う

## ● 都道府県拠点病院の役割

- ・ 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療、管理を行う
- ・ 患者やその家族、地域住民に対する適切な情報提供、講習会や啓発活動に主体的に取り組む
- ・ 都道府県の医療従事者、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員に対する講習
- ・ 都道府県のアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析
- ・ 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会で検討されるアレルギー疾患対策に、主体的に取り組む

## ● かかりつけ医、薬局の役割

- ・ 科学的知見に基づく適切な医療に関する情報に基づき、適切な治療等を行う
- ・ 診療所と一般病院との連携、または薬局・薬剤師とも連携し、必要に応じて、都道府県拠点病院との連携を図る



# 京都府におけるアレルギー疾患医療提供体制整備の状況

## ○京都府アレルギー疾患医療提供体制整備等実施要綱の制定（令和4年3月15日）

アレルギー疾患を有する者がその状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、府におけるアレルギー疾患医療の拠点となる病院（京都府アレルギー疾患医療拠点病院）の指定及び府内の医療機関等の診療ネットワークの整備（アレルギー疾患医療連絡協議会の設置）等について規定

## ○京都府アレルギー疾患医療拠点病院の指定（令和4年3月15日）

京都府立医科大学附属病院及び京都大学医学部附属病院の2病院を指定

【拠点病院の役割】

- ①診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対する診断、治療及び管理
- ②府内のアレルギー疾患に係る診療連携の促進
- ③府が提供するアレルギー疾患に係る情報についての専門的助言及び患者向け講習会等の普及啓発事業への協力
- ④標準的治療の普及等のための医師向け研修の実施並びに医療従事者及び保健福祉関係者並びに学校及び社会福祉施設等の職員向け研修への協力
- ⑤国や府が行う調査、研究等への協力
- ⑥国が指定する中心拠点病院が開催する全国拠点病院連絡会議への出席等、中心拠点病院や他の都道府県拠点病院との情報共有及び協力
- ⑦その他府が実施するアレルギー疾患医療の質の向上等に係る取組への協力

## ○京都府アレルギー疾患医療連絡協議会設置要領の制定（令和4年3月25日）

府内におけるアレルギー疾患の医療提供体制について協議を行う京都府アレルギー疾患医療連絡協議会の協議事項及び組織等について規定